

育児休業支援手当金における『組合員の支給要件のみ満たしていれば対象となる場合』について
公立学校共済組合秋田支部

(1) 対象となる場合

組合員が、次のいずれかに該当する場合は、組合員の支給要件のみ満たしていれば給付の対象となります。

なお、対象となるかについては、原則として、子の出生日の翌日時点の状況により判断します（経過措置が適用される場合も同様です。）。

ア 配偶者がいない場合

※次に該当する場合は、配偶者がいない者に準ずる者としてします。

- ・ 配偶者から暴力を受け、別居している場合
- ・ 配偶者が行方不明となっている場合（配偶者が勤務先にいて3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る）

イ 配偶者が雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合

※主に自営業やフリーランス等である場合が該当します。

ウ 配偶者が産後休業等をした場合

※組合員が男性の場合、配偶者が産後休業等を取得していて、組合員本人が支給要件を満たしていることを確認できれば給付対象となります。

エ 配偶者が子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において、子を養育するための休業をすることが出来ない場合として総務省令で定める場合

※次の場合が該当

- ・ 配偶者が日々雇用される者である場合
- ・ 配偶者が期間を定めて雇用される者であり、養育する子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して56日を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約が終了することが明らかである場合
- ・ 配偶者が労使協定により、育児休業等をする事ができないものとして定められた労働者に該当し、その雇用する事業主にその育児休業等の申出を拒まれた場合

オ その他、子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると組合が認める場合

※次の場合が該当

- ・ 配偶者が公務員であり、育児休業の請求について任命権者から承認されなかった場合
- ・ 配偶者が適用事業に雇用されているが、育児休業等の取得要件を満たさない場合

【特例として該当となる場合】

子の出生日の翌日より後に、上記ア～オ（ウを除く）いずれかに該当することとなった場合は次の①又は②のいずれかに該当する場合に限り、配偶者の育児休業等の取得期間が要件を満たさなくなった場合でも育児休業支援手当金を請求できます。

- ① 配偶者が育児休業等の申出（※）を行っていたが、上記ア～オ（ウを除く）に該当することになり、配偶者の育児休業等の日数が通算して１４日未満となった

※子の出生日から起算して５６日を経過する日の翌日までの期間内に通算して１４日以上の子の育児休業等をする旨の申出に限る。

- ② 子の出生日から１４日を経過する日までに上記ア～オ（ウを除く）に該当することになり、配偶者の育児休業等の日数が１４日未満となった

(2) 提出書類

組合員が次に該当する場合は「欠勤、休業等で給与が減額または無休になったとき」の「７ 育児休業支援手当金」(5)に記載の書類に加えて次のとおり追加の提出書類が必要です。

※上記(1)のうちウに該当する場合は、追加の提出書類は不要です。

組合員の状況	必要書類
配偶者がいない	・「戸籍謄(抄)本」(法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る。) ・世帯全員について記載された「住民票」の写し ※左記に該当する場合は戸籍謄(抄)本と住民票の写しが両方必要です。
配偶者が行方不明	・配偶者の勤務先において無断欠勤が３か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又は災害証明書
配偶者からの暴力を受け別居している	・裁判所が発行する保護命令に係る書類の写し
配偶者が無職である	・配偶者の直近の「所得証明書」
配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者ではない(自営業、フリーランス等)	・配偶者の直近の「所得証明書」 ・配偶者の直近の「確定申告書」の写し
配偶者が育児休業等をするのができない ※上記(1)のうちエまたはオに該当する場合	・「配偶者が配偶者育児休業等をするのができないことの申告書」 ・「配偶者が配偶者育児休業等をするのができないことの申告書」に記載の必要書類

【上記(1)特例に該当することとなった場合に必要な書類】

<(1)特例①に該当する場合>

- (ア) 疎明書A
- (イ) 配偶者が育児休業等を申し出たことが確認できる書類の写し
- (ウ) 上記(2)の各状況に対応する必要書類

<(1)特例②に該当する場合>

- (ア) 疎明書B
- (イ) 上記(2)の各状況に対応する必要書類